

【重要】

「高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年2月3日付け児童生徒課事務連絡）について、感染症対策や入学試験の延期の検討等について情報を追加します。主な更新箇所をゴシック体・下線で示していますので、関係各位におかれては必ずお目通しください。

事 務 連 絡
令和2年2月19日

各都道府県教育委員会学校教育主管課
各指定都市教育委員会学校教育主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人の 御中
附属学校事務担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校事務担当課

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
特別支援教育課
参事官（高等学校担当）

高等学校入学者選抜等における新型コロナウイルス感染症への対応について（第2報）

標記について、下記のとおり留意事項をとりまとめましたので、内容を確認の上、適切に対応されるようお願いいたします。なお、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、今後も必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項を提供する場合がありますことを申し添えます。

本件につきまして、都道府県教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会にあっては所管の学校に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校設置会社及び学校に対して、御周知いただきますよう、よろしくお願いたします。

記

- (1) 現在、「学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について」（令和2年2月18日付け健康教育・食育課事務連絡）において、感染症対策をお願いしているところである。新型コロナウイルスに関しては、現段階では不明な点も多いことや、日々状況が変化している現状を踏まえ、各教育委員会・国公立大学法人・地方公共団体においては、最新かつ正確な情報を学校保健担当部局、保健衛生部局等の関係機関

と十分連携しつつ、収集するとともに、学校への連絡体制を構築し、これらの情報を各学校に提供すること。

また、試験会場の清掃やアルコール消毒、こまめな換気の実施、試験会場へのアルコール消毒液の設置、咳エチケットや手洗いの励行の呼びかけなど可能な範囲で感染症対策を行うとともに、入学志願者や保護者に対する必要な情報提供や相談対応に努めること。

(参考)

- ・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（文部科学省ホームページ）

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

- ・新型コロナウイルス感染症の対応について（内閣官房ホームページ）

http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

- ・新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ・学校において予防すべき感染症の解説<平成30(2018)年3月発行>

https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_H290100/index_h5.html#1

- (2) 現在、「中国から帰国した児童生徒等への対応について(2/10現在)(通知)」（令和2年2月10日付け元初健食第43号）及び「中国から帰国した児童生徒等への対応について[追加1報(浙江省の追加)]（令和2年2月13日現在）」（令和2年2月13日付け健康教育・食育課事務連絡）において、中国から帰国した児童生徒等への対応について留意事項に沿った対応をお願いしているところである。

入学者選抜の実施に当たっては、当該通知に示されている留意事項も参考にしつつ、中国から帰国した児童生徒等に限らず、新型コロナウイルス感染症に感染し又は感染が疑われる者への受検機会を十分に確保する観点から、追試験の実施等の対応を検討していただくとともに、入学志願者や保護者に対する情報提供や相談対応に努めること。

- (3) 「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」（令和2年2月18日付け生涯学習推進課、健康教育・食育課、高等教育企画課事務連絡）において示しているとおり、学校において児童生徒等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合や地域での流行の状況に応じて、都道府県保健衛生部局等から学校の臨時休業の要請等が行われることがあり得る。このような場合、学校の設置者は都道府県保健衛生部局等と相談しつつ、入学試験についても延期等を検討し、適切な措置を講じる必要がある。このような事態が生じた場合に備え、入学志願者への連絡方法や問合せ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築及び受検機会の確保措置等についてあらかじめ検討・準備を行うこと。

- (4) 学校が入学試験の延期等の措置を講じた際には、市町村立学校にあつてはその設置者である市町村教育委員会に対して、当該報告を受けた市町村教育委員会は都道府県

教育委員会に対して、都道府県立学校にあってはその設置者である都道府県教育委員会に対して、私立学校にあっては都道府県私立学校主管課又は構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校事務担当課に対して、国公立大学附属学校にあってはその設置者である国公立大学法人に対して、その旨を報告すること。報告を受けた都道府県教育委員会・都道府県私立学校主管課・構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体・国公立大学法人は文部科学省に対して、その旨を報告すること。

(5) 上記については、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校において入学者選抜を実施する場合も同様に対応すること。

【本件担当】

(本事務連絡全般に関する問合せ及び下記以外の報告先)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課指導調査係

TEL 03-5253-4111 (内線 3291)

FAX 03-6734-3735

e-mail jidous@mext.go.jp

(特別支援学校に関する報告先)

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課企画調査係

TEL 03-5253-4111 (内線 3195)

FAX 03-6734-3737

e-mail tokubetu@mext.go.jp

(中等教育学校に関する報告先)

文部科学省初等中等教育局参事官 (高等学校担当)

中高一貫教育支援係

TEL 03-5253-4111 (内線 3482)

FAX 03-6734-3727

e-mail koukou@mext.go.jp